

個人情報保護委員会(2026年10月1日)事務局資料を読む【委託編】

委託先の義務と 委託契約の要件はこう変わる

範囲外取扱いの禁止(30条の3)と義務免除(58条の2)

弁護士法人三宅法律事務所
パートナー弁護士 渡邊 雅之

※本資料は、令和8年改正法(令和8年法律第56号)及び個人情報保護委員会事務局「政令・規則の整備に向けた基本的な考え方(案)」(令和8年10月1日)等に基づく一般的な情報提供です。今後公表される委員会規則・ガイドラインの内容を必ずご確認ください。

たとえば、こんなケース

そのSaaS、預けたデータで 自社のAIを学習させていませんか？

改正後、委託先は「委託業務に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない」義務を直接負います(30条の3)。委託元は、委託契約の見直しを迫られます。

○×クイズ

○か×か、考えてみてください

① 委託契約に「統計目的の利用を許諾」と書けば、委託先は受託データを自由に使える ○?×?

② 58条の2の免除を受ければ、委託先は漏えい等の報告も不要になる ○?×?

③ いま結んでいる委託契約は、改正後もそのまま通用する ○?×?

答えは、動画の中で順番に明かします。

今回の改正で変わる3つのこと

- 1 委託先自身が「範囲外取扱いの禁止」を直接負う**
30条の3。委託元の監督を通じた間接的な規律から、委託先固有の義務へ
- 2 委託契約が、委託先の義務免除の「要件」になる**
58条の2。契約で定めれば、第4章の義務の大部分を原則免除
- 3 契約に書くべき事項が、初めて規則で法定される**
取扱いの方法4項目、法定の報告、その他の事項。方式は書面

PART 1

なぜ委託の規律が 変わるのか

現行の仕組みと、その弱点

1 現行の仕組み

いまの委託はこう整理されている

委託(27条5項1号)

委託先は「第三者」に当たらず、本人同意なく個人データを渡せる

委託元の義務(25条)

必要かつ適切な監督:①委託先の選定 ②委託契約の締結 ③取扱状況の把握

委託先の義務

個人情報取扱事業者なら、第4章の義務が委託元と重ねて全て適用

POINT 同意を不要にする代わりに、委託元が監督で責任を負う仕組み

1 現行の弱点

「緩すぎる」面と「重すぎる」面が同居していた

- 1 契約で何を定めるかは法定されていない**
委託契約の中身は、監督の手段としてガイドラインで「望ましい」とされるにとどまる
- 2 範囲外利用の禁止は間接的**
委託先に直接の禁止規定はなく、委託元の監督を通じて規律されるだけ
- 3 機械的な受託者にも全義務**
指示どおりに入力するだけの委託先にも、委託元と重複して全義務が適用

POINT 改正は、この両面を同時に手当てするもの

1 見直しの背景(10月1日資料)

委託先は「事務補助者」ではなくなった

1 委託先への依存が拡大

個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大

2 監督が十分に機能しない

委託元による委託先の監督等が十分に機能していない

3 独自利用の事案が発生

委託先が委託業務の範囲を超えて、独自に個人データ等を利用する事案も

POINT 委託の実態に合わせて、規律を組み直す

1 問題となる独自利用

委託先の独自利用、典型は6類型

類型	具体例
① 自社サービスの改善	受託データで自社プロダクトの品質を向上
② AI・モデルの学習	受託データを汎用モデル・他案件のモデルの学習に
③ 横断分析	複数の委託元のデータを混ぜて分析
④ 別サービスの開発	受託データで新規サービスを企画・検証
⑤ 営業への転用	受託データから見込み客を抽出
⑥ 事業基盤への取込み	受託データを自社DBや業界知見として蓄積

POINT 「品質向上のため」は、委託業務に必要な範囲の説明にならない

PART 2

改正の全体像

二段構えになる委託先の規律

2 改正の全体像

委託先規律は「二段構え」になる

すべての委託先

委託業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない(30条の3)

委託先が行政機関等でも同様

取扱方法を自ら決めない委託先

契約で所定事項を定め、そのとおり取り扱えば、第4章の義務を原則免除(58条の2)

想定例:委託元の指示どおりに機械的にデータ入力を行う委託先

POINT 上限は全員に、免除は条件を満たした委託先だけに

「書いてあるから使える」から「必要だから使える」へ

これまでの発想

委託契約に「統計目的での利用を許諾する」と書いておけば、委託先も使える

これからの発想

委託業務の遂行に必要な範囲かで判断。委託元のための業務でない利用は、契約に書いても「委託」とは評価しにくい

例外(想定):法令に基づく場合、人命の救助・災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合

POINT 物差しは契約の文言ではなく、委託業務との必要関連性

免除を受けるための3つの要件

要件1 契約

委託契約で、規則で定めるところにより、取扱いの方法・報告・その他の事項を定める

要件2 範囲

取扱いが、委託業務の遂行に必要な範囲内である

要件3 運用

契約の定めに従って取り扱っている

効果

第4章の義務(第2節～第4節)を原則として適用しない

POINT 契約・範囲・運用の三つがそろわなければ、免除は及ばない

免除で外れる規律、残る規律

外れる主な規律

- ・ 利用目的の特定・制限(17条・18条)
- ・ 適正取得・要配慮の取得制限(20条)
- ・ 第三者提供の制限・記録(27条～29条)
- ・ 開示等の請求への対応(32条～39条)

免除されず残る規律

- ・ 安全管理措置・監督(23条～25条)
- ・ 漏えい等の報告・本人通知(26条)
- ・ 範囲外取扱いの禁止(30条の3)
- ・ 契約どおりでない取扱い

POINT 本人からの開示等の請求には、委託元が対応する建付け

2 免除の対象になる委託先

どんな委託先が免除の候補になるか

候補になり得る

- ・ 指示どおりのデータ入力
- ・ 印字・封入・発送
- ・ スキャン・形式変換
- ・ 定型の照合・帳票出力

対象外になりやすい

- ・ 処理方法を自ら設計する分析受託
- ・ 受託データの独自分析・モデル改善
- ・ 委託元が処理内容を指定しないサービス

POINT 分かれ目は「誰が取扱いの方法を決めているか」

PART 3

委託契約の要件は どう変わるか

10月1日資料の論点1～3

3 委託契約の位置付け

契約は「望ましい」から「要件」へ

現行

- ・ 契約は監督の手段(25条)
- ・ 定める事項は法定なし
- ・ 方式の定めなし
- ・ 範囲外利用は監督で間接規律

改正後:全ての委託

- ・ 範囲外取扱いの禁止を法定
- ・ 契約で範囲を広げられない
- ・ 業務範囲の明確化が実質必須
- ・ 委託元の監督(25条)は継続

改正後:免除を使う

- ・ 契約が免除の要件(58条の2)
- ・ 規則で定める事項を定める
- ・ 書面(電磁的記録を含む)
- ・ 欠ければ第4章が全面適用

POINT 免除を使うなら、契約の不備はそのまま「免除なし」に直結する

3 論点1 | 取扱いの方法(58条の2第1項1号)

契約に書くべき「取扱いの方法」4項目

1 対象となる個人情報等

その項目等を含む

2 行われる処理の内容

取得・保存・評価・加工・提供・消去等。取得先・提供先、評価・加工の基準等も

3 取扱いの始期及び終期

いつからいつまで取り扱うか

4 取扱いの国又は地域

外国で取り扱うか、取り扱う場合はどこか

論点2: 書面(電磁的記録を含む)で定める。一部を委託元の別途の書面指示とする方法も可

POINT どの程度まで特定すべきかは意見募集中

3 論点1 | 書き方のイメージ

4項目を契約に落とすと、こうなる

項目	記載例(イメージ)
対象となる個人情報等	会員ID・氏名・住所・購入履歴(項目は別紙1のとおり)
処理の内容	別紙2の手順による入力・照合・帳票出力のみ。提供先なし
始期及び終期	2027年4月1日～2028年3月31日。終了後30日以内に消去
国又は地域	日本国内のみ(国外の拠点・クラウドでは取り扱わない)

POINT 「業務一式」「必要な範囲で」だけでは、方法を定めたとはいえない可能性

3 法定の報告(58条の2第1項2号)

報告条項は「免除の要件」かつ「報告義務の前提」

法定の報告事項

漏えい等が生じたこと、委託業務に必要な範囲を超えた取扱い、契約違反を知ったときは、速やかに委託元に報告

漏えい等報告との関係

委託先は委託元に通知すれば、自らの報告・本人通知義務を免れる(26条1項ただし書)。委託元が一元的に委員会へ報告

POINT 報告が遅れば、委託元の速報期限(おおむね3～5日)にも響く

3 論点3 | その他の契約事項(同項3号)

規則案が挙げる6つの契約事項

契約で定める事項	ねらい
委託を受ける業務の内容	範囲外取扱いの判断基準
取扱いの記録を作成し、委託元に提供	委託元による取扱状況の把握
安全管理措置の情報を委託元に提供	委託元の責任による遵守確保
漏えい等の際、委託元の対応に必要な情報を報告	委託元の漏えい等報告(26条1項)
委託元の求めに応じて、取扱いを停止等	本人の請求への対応
委託終了時に、返還又は消去	終了後のデータ残存の防止

POINT 委託元が取扱状況を正確に把握し、自らの責任で遵守を確保するための事項

3 GDPRとの対照

GDPR28条3項と比べると、何が違うか

GDPR28条3項の契約事項	規則案(論点1～3)
(a) 文書化された指示に基づく取扱い	取扱いの方法を書面で特定
(b) 守秘義務	明示なし
(c) 安全管理措置	安全管理措置の情報提供
(d) 再処理者(再委託)の条件	明示なし
(e)(f) 権利行使・義務履行の支援	停止等への対応、漏えい等の報告
(g) 終了時の消去・返却	返還又は消去
(h) 遵守を示す情報提供・監査	記録の作成・提供(監査は明示なし)

POINT 守秘・再委託・監査は規則案に明示がない。意見募集での注目点

3 GDPRとの対照

「本質的な手段」と4項目は重なる

どのデータを扱うか

対象となる個人情報等(項目等)

誰のデータか

対象となる個人情報等(本人の範囲)

いつまで扱うか

取扱いの始期及び終期

誰がアクセスするか

処理の内容(取得先・提供先)

(日本独自)

取扱いの国又は地域

POINT 日本版は「どこで扱うか」も本質的な事項に含める

3 残る論点

規則案で確認したい3つの点

- 1 特定の程度**
項目・処理内容・期間をどこまで細かく書けば足りるか
- 2 再委託の扱い**
論点3に明示がない。再委託先にも免除が及ぶ条件は
- 3 細目的事項の範囲**
委託先の判断に委ねてよい事項はどこまでか

POINT 規則案の意見募集は2027年1月から予定

PART 4

実務対応

既存の委託契約をどう直すか

4 判断の流れ

委託を整理する4つのステップ

Step 1 委託先がデータを「取り扱う」か(取り扱わないならクラウド例外)

Step 2 委託元のための業務か(委託先自身のための利用は委託の枠外)

Step 3 委託先が取扱いの方法を自ら決めるか(決めないなら58条の2の候補)

Step 4 免除を使うか(使うなら規則で定める事項を書面で)

POINT 「クラウドだから当然例外」は通用しない。契約・設定・運用で確かめる

生成AIの業務利用はどう整理するか

委託構成の条件

DPA(目的限定・再委託・削除・監査)の締結、入力データの学習無効設定、越境移転(28条)の根拠整理

改正後の注意点

入力データ・ログをモデル改善にあれば30条の3の問題。58条の2の候補になるかはサービス設計次第

POINT 契約・設定・運用の三面がそろって初めて「委託」と説明できる

委託元がいま準備すること



委託先を棚卸しする

データを取り扱うか、どの範囲で取り扱うか



業務範囲を契約で明確にする(30条の3の物差し)



免除を使う委託先は、4項目＋報告＋その他を書面化



既存契約も施行までに見直す

委託規律には経過措置(みなし規定)がない

POINT 棚卸しは今から、ひな形の改定は規則案を見て

委託先(ベンダー)がいま準備すること



サービスごとに免除を使うか決める
使わないなら第4章の義務を全面的に負う



受託データの独自利用(6類型)を洗い出す



委託元のデータと自社データを分ける
システム・権限・保管場所のレベルで分離



漏えい等・範囲外取扱い・契約違反の報告フローを整える

POINT 受託データの独自利用は、改正後は正面から違法になり得る

PART 5

委託契約書を どう見直すか

改正対応ひな形(Word)を使って解説

ひな形の全体像: 21条 + 別紙4 + 別添3

条項	内容
第1条～第3条	目的・定義・委託業務の内容(別紙1)
第4条・第5条	取扱いの方法(別紙2)・取扱指示書
第6条	委託業務の範囲を超える取扱いの禁止
第7条～第9条	安全管理措置(別紙3)・秘密保持・再委託
第10条～第12条	取扱いの記録・漏えい等の報告(別紙4)・停止等
第13条～第15条	監査・外国での取扱い・返還及び消去
第16条	58条の2の適用に関する確認(選択条項)
第17条～第21条	法令改正への対応・損害賠償・解除・期間・管轄
別添A～C	委託先側の代替条項・ベンダー約款チェックリスト・個人関連情報等の追加条項

規則案の要件は、ここに入っている

改正法・規則案の要件	ひな形の条項
範囲外取扱いの禁止(30条の3)	第6条
取扱いの方法4項目(論点1)	第4条・別紙2
書面、一部は別途の書面指示(論点2)	第4条2項・第5条
法定の報告(58条の2第1項2号)	第11条1項
その他の6事項(論点3)	第3・7・10・11・12・15条
規則案に明示のない事項	第8条・第9条・第13条
58条の2の適用の確認	第16条

POINT 要件ごとに条項を対応させ、規則確定後に差し替えやすくしている

独自利用は「列挙」して禁止する

条項のポイント

- ・ 30条の3を確認的に規定
- ・ 独自利用の6類型を禁止事項として列挙
- ・ 承諾は別紙1に明記した業務に限定
- ・ 違反時は直ちに停止し報告

なぜ承諾を限定するか

委託元のための業務でない利用は、契約で許諾しても「委託」とは評価しにくく、第三者提供(27条1項)の問題になり得るため

POINT 「品質向上のために利用できる」型の包括許諾条項は、削除か限定を

取扱いの方法を別紙と指示書で特定する

- 1 別紙2で4項目を特定**
対象・処理の内容・始期と終期・国又は地域
- 2 取扱指示書で一部を指示(論点2)**
口頭の指示は、書面で確認されなければ効力なし
- 3 細目的な事項は委託先に委ねる**
作業手順・使用する機器やソフトウェアなど

POINT 「業務一式」型の契約は、別紙方式に組み替える

報告は「24時間以内」と別紙4で

対象 漏えい等／範囲外取扱い／契約違反(58条の2第1項2号)

期限 法文は「速やかに」。委託元の速報から逆算して24時間以内

報告事項 規則8条1項の報告事項に合わせた別紙4

通知 委託先の報告で26条1項ただし書の通知を兼ねる

POINT 違法な第三者提供の報告対象化(論点6)にも備えておく

58条の2を使う契約だけに入れる条項

- 1 取扱いの方法を自ら決めないことの確認
- 2 定めのない方法が必要になれば、事前に通知して書面で指示を受ける
- 3 契約どおりでない取扱いには、免除が及ばないことの確認
- 4 安全管理・漏えい等報告・範囲外取扱いの禁止は免れないことの確認

POINT 分析受託など、委託先が方法を設計する契約には入れない

5 見直し⑤ | 規則案にない条項

規則で求められなくても入れておく条項



秘密保持(第8条)

従業者に、在職中・退職後の守秘義務を書面で(GDPR28条3項(b))



再委託(第9条)

事前の書面承諾制、再委託先にも同等の義務を書面化



監査(第13条)

資料提出・立入調査・是正報告(25条の取扱状況の把握)

第17条:規則・ガイドラインが定まったら、契約と別紙を見直す協議条項

POINT 委託元の監督義務(25条)を果たすために必要な条項

5 既存契約の見直し手順

既存の委託契約は、この5ステップで

Step 1 棚卸し: データを扱う委託先と契約を一覧にする

Step 2 分類: 機械的な受託か、委託先が方法を決めるか

Step 3 差分確認: 独自利用の許諾、報告期限、再委託・監査

Step 4 改定案: ひな形で準備し、交渉が要る先から着手

Step 5 最終化: 規則・GL確定後に別紙を調整して締結

POINT 経過措置はない。施行日(2028年7月16日まで)から逆算する

5 委託先から見た交渉ポイント①

委託先から修正を求められたら(別添A)

条項	ひな形(委託元寄り)	委託先側の代替案
報告期限(第11条)	24時間以内	72時間以内に第一報、判明次第続報
独自利用(第6条)	6類型を全面禁止	品質管理は別紙1に明記、自社の統計は特例で別契約
再委託(第9条)	個別の事前書面承諾	基盤事業者は一覧で包括承諾、変更は事前通知

POINT 法定の義務(30条の3・58条の2第1項2号)は、契約で緩められない

5 委託先から見た交渉ポイント②

監査と損害賠償の落としどころ

条項	ひな形(委託元寄り)	委託先側の代替案
監査(第13条)	資料提出と立入調査	認証報告書等の書面確認が原則、立入は年1回・委託元の費用
損害賠償(第18条)	上限なし	委託料12か月分を上限。故意・重過失・第6条違反は除く

どちらに寄せる場合も、漏えい時の調査と、範囲外取扱いの責任だけは緩めないのが基本

POINT ひな形と別添Aを使えば、委託元・委託先どちらの立場でも交渉の叩き台になる

5 バンダー約款チェックリスト①

相手の約款を受け入れるときの10項目(別添B)

確認項目	要注意の記載	確認・対応
1 データの利用目的	「サービスの改善・開発に利用」	委託業務に必要な範囲か(30条の3)
2 AIの学習・改善	「学習に利用する場合がある」	学習不使用が既定か、設定で外せるか
3 ログの保持	保持期間の定めなし	保持期間・削除方法・人による閲覧
4 再委託	一覧なし、変更通知なし	一覧の公開と変更時の通知
5 保存場所	「世界各地のデータセンター」	リージョン指定、28条の根拠

5 バンダー約款チェックリスト②

相手の約款を受け入れるときの10項目(続き)

確認項目	要注意の記載	確認・対応
6 事故時の通知	通知義務なし、「遅滞なく」のみ	期限と通知事項は報告に足りるか
7 監査・認証	監査条項なし	第三者認証の報告書等の提供
8 終了時のデータ	削除の定めなし	削除の期限と削除証明
9 約款の変更	一方的に変更できる	変更通知の方法、社内の確認担当
10 集計データ	「匿名化・集計データを自由に利用」	対象範囲・加工基準、30条の3との関係

POINT 足りない点は、設定・追加合意・社内ルールで補う

ダウンロード

改正対応の委託契約書ひな形(Word)

全21条＋別紙4＋別添3(委託先側の代替条項、ベンダー約款チェックリスト、個人関連情報・仮名加工情報の追加条項)。各条の脚注で、改正法と10月1日資料との関係を解説しています。

第1版(2026年10月)・規則確定前の暫定版

ダウンロード(弁護士法人三宅法律事務所ウェブサイト／概要欄にも掲載)

<https://www.miyake.gr.jp/wp-content/uploads/2026/10/個人情報の取扱いの委託に関する契約書 ひな形.docx>

クイズの答えと、今日のポイント

- ①× 契約に書いても、委託元のための業務でない利用は委託の枠外
全ての委託先に、範囲外取扱いの禁止という直接の義務(30条の3)
- ②× 免除を受けても、安全管理・漏えい等報告・範囲外取扱いの禁止は残る
免除の条件は、取扱いの方法4項目＋報告＋その他を書面で定め、契約どおり取り扱うこと
- ③× 委託規律に経過措置はなく、既存契約も施行までに見直しが必要
棚卸しは今から、ひな形の改定は規則案を見て

あたらしい法律情報

チャンネル登録で、 法改正の最新情報をいち早く

委員会規則案・ガイドライン案が出たら、すぐに解説動画をお届けします。

委託契約書ひな形(Word): [弁護士法人三宅法律事務所ウェブサイトからダウンロード\(URLは概要欄\)](#)

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021 / Email m-watanabe@miyake.gr.jp